

●香川県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年4月18日から同年5月9日まで一般の縦覧に供する。

平成29年4月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 丸亀三好線（4号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町塩入字宮前 589番1地先から 仲多度郡まんのう町塩入字宮前 561番3地先まで	12.0~15.0	80	平成14年香川県告示第688号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成29年4月18日